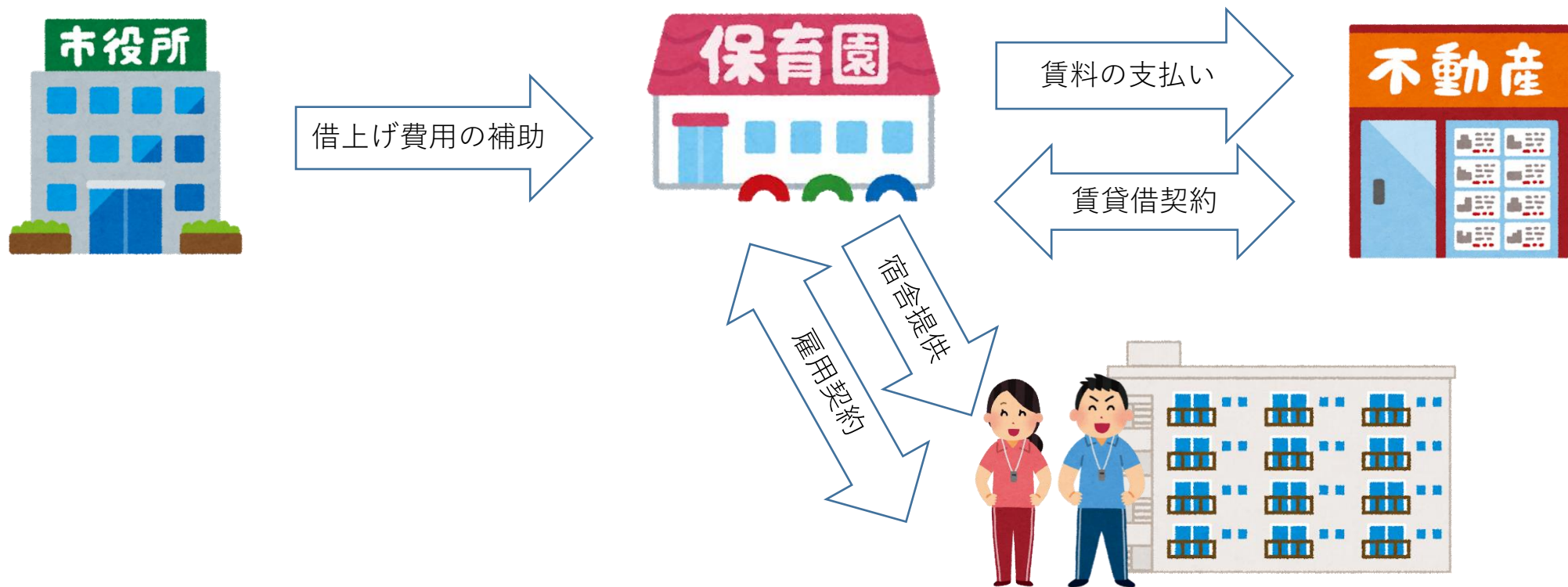


保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について  
(R8年4月1日改正予定)

堺市

# 1 事業内容

認定こども園、保育所、小規模保育事業及び事業所内保育事業を運営する法人等が借り上げた宿舎に、平成27年度以降に採用された常勤の保育士・保育教諭を入居させた場合、その借り上げ費用の一部を補助します。



## 2 補助対象職員の要件

次の要件の全てに該当する保育士・保育教諭であること。

### 要件 1

平成27年度以降に、常勤（無期雇用）の保育士・保育教諭として、採用された者であること。

**【注意】** 補助対象職員の要件や補助上限額は、国の見直しにより、変更となる可能性があります。

## 要件 2

採用された年度及びこの補助金を申請した年度に応じて、採用日から起算した勤続年数が次の年数以内であること。

現行通りならば補助年数は5年となりますが、現時点では未定です。

- (1) **令和 2 年度以前**に採用され、かつ、当該年度から引き続き補助対象者となる者 **10 年**
- (2) **令和 3 年度以前**に採用され、かつ、当該年度から引き続き補助対象者となる者（(1)に該当する者を除く。） **9 年**
- (3) **令和 4 年度以前**に採用され、かつ、当該年度から引き続き補助対象者となる者（(1)及び(2)に該当する者を除く。） **8 年**
- (4) **令和 5 年度以前**に採用され、かつ、当該年度から引き続き補助対象者となる者（(1)~(3)に該当する者を除く。） **7 年**
- (5) **令和 6 年度以前**に採用され、かつ、当該年度から引き続き補助対象者となる者（(1)~(4)に該当する者を除く。） **6 年**
- (6) (1)から(5)までに規定する者以外の者 **5 年**

## 要件2 採用年度と申請年度の相関関係表

採用年度と、堺市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金を最初に申請した年度により、補助対象となる期間が異なります。

この表は、採用年度（4月1日に採用した場合）と補助金を最初に申請した年度からの補助対象期間の最終年度をお示した表となります。

年度途中で採用した場合は、下記の表の年度にプラス1年した、採用月の前月までが補助対象期間となります。

現行通りならば補助年数は5年となりますが、現時点では未定です。

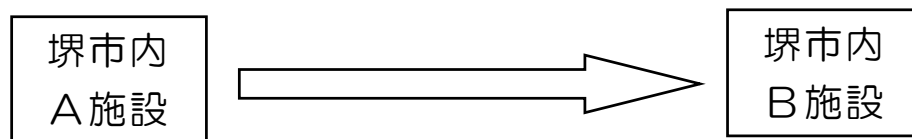
採用年度 申請年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平成29年度	対象外	対象外	令和8年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成30年度	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	-	-	-	-	-	-	-	-
平成31年度 令和元年度	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-	-	-	-
令和3年度	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-	-	-
令和4年度	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-	-
令和5年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-
令和6年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-
令和7年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-
令和8年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

補助対象は今年度で終わりです！

## 要件2の「採用日」について

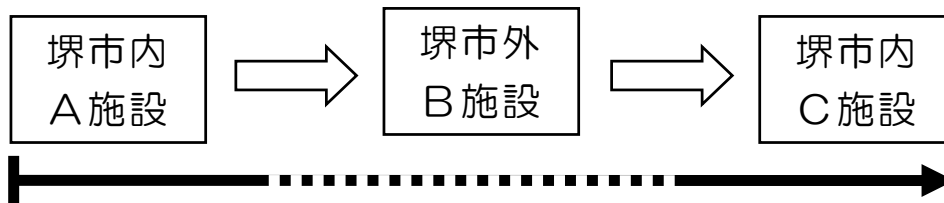
【法人が本市内に、複数の施設を運営しており、**同一法人内**で異動のあった場合】

【例①】



A施設で勤務を始めた日が採用日となります。

【例②】



A施設で勤務を始めた日が採用日となります。

### 要件 3

現に勤務している者であること。

※ 産前産後休業、育児休業、介護休業その他これに準ずる休業等  
を取得している者を含む。

(対象外) 採用予定者

## 要件 4



従前居住地の考え方については、  
別紙「従前居住地の考え方」をご覧ください。

従前の居住地が(1)または(2)に該当する者であること。

- (1) 従前の居住地（補助対象宿舎に入居する前の居住地）が  
堺市外である者
- (2) 従前の居住地から保育所等までの間を徒歩により通勤する  
場合の通勤距離が片道2キロメートル以上、かつ、宿舎から  
保育所等までの間の通勤距離は、従前の居住地から保育所等  
までの間の通勤距離より短いこと。

【参考】要件4(2)の図



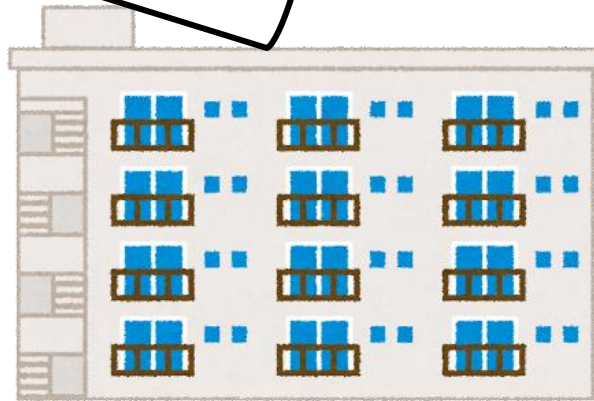
通勤距離の測り方については、別紙「従前居住地が市内である場合の通勤距離の測り方」をご覧ください。

勤務する保育所等



徒歩により通勤する場合の通勤距離が  
片道2キロメートル以上

従前の居住地から保育所等までの間の徒歩による通勤距離より**短い**



宿舎



実家等の従前の居住地

## 要件 5

補助対象宿舎に、現に居住していること。

- ※ 補助対象職員が現に補助対象宿舎に居住しているかは、住民票で確認します。  
引越しをしたら、必ず、速やかに、  
**住民票を宿舎所在地へ異動**するようお願いいたします。  
その際、**転入日・転居日は、実際に居住を始めた日**で、届出を行うようにしてください。

## 要件 6

補助対象職員本人及びその同居者が別途、住居手当その他これに類する手当を受けていないこと。

## 対象外となる職員

令和7年度の国基準変更により取扱が変更になりました。

**堺市内外を問わず、令和7年度以降に本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない。**

※なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し、退職するまでの期間を除く期間とする。

⇒やむを得ない事情については、病気、出産、介護等や、事業者側の都合による解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により、退職した場合を想定しています。

該当者がいる場合は幼保政策課までご相談ください。

※また、堺市内での宿舍の利用については、従来より一人一回としています。  
令和6年度以前に堺市内の他施設で宿舍を利用されていた方が退職し、令和7年度に新たに宿舍を申請する場合は補助対象外となります。

※同一法人内の異動については、退職をしていないことから対象とすることが可能です。  
なお、この場合、保育士として採用された日は、当該法人に採用された日になります。

### 3 補助対象宿舎の要件

法人等が保育士・保育教諭を居住させる目的で、  
借り上げた**堺市内の宿舎**

※ 法人及び職員・役員等が所有する物件は対象外となります。

### 4 補助対象経費

賃料・共益費(管理費)・礼金・更新料・駐車(駐輪)場代

- ※1 返還の可能性のある費用(敷金、保証金等)については対象外となります。
- ※2 駐車(駐輪)場については、**借り上げる宿舎に付帯しているもののみ**が対象経費となります。
- ※3 補助金は、申請のあった月から補助対象となります。遡って対象とすることはできません。  
そのため、それまでに入居している場合の申請期限は、10月24日となります。
- ※4 4月から入居する場合、4月分の賃貸料を3月中に支払った場合でも、4月分の賃料であることが確認できれば、補助対象になります。

## 5 対象者1人あたりの補助上限額

**月額41,200円**

※ 令和元年度から引き続きこの事業を活用し、同じ宿舎に入居している場合は、経過措置として、月額**61,500円**となります。

(例)

(月額)

賃料等(例) ※1	補助基本額 ※2 (上限55,000円)	堺市補助金額 (3/4) ※3	事業者負担額 (1/4) ※4	差額 ※5 (事業者又は 職員負担額)
66,000円	55,000円	41,200円	13,800円	11,000円
55,000円	55,000円	41,200円	13,800円	0円
45,000円	45,000円	33,700円	11,300円	0円

※1

- 補助対象者から賃料負担額を徴収している場合は、「4 補助対象経費」の合計から、補助対象者から徴収している賃料等を除いた額と補助基本額を比べて低い方の額の3/4が堺市補助金額になります。
- 対象者が宿舎に居住している日数が1ヵ月に満たない場合は、当該月の日数で日割りした額と実際に支払った額を比べて低い方の額と、補助基本額を比べて、低い方の額の3/4が堺市補助金額になります。

※2 補助基本額は、令和元年度から引き続きこの事業を活用し、同じ宿舎に入居している場合は、経過措置として、82,000円となります。

※3 100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額を堺市補助金額とします。

※4 事業者は、賃料等の1/4は、必ず負担しなければなりません。

※5 賃料等と補助基本額との差額を誰が負担するかは、職員との話し合いにより決定していただいで結構です。

## 6 申請書類の準備（すべてPDFデータで提出）

～新規申請者及び4月1日以降に引っ越しをされた方～

### (1) 不動産賃貸借契約書（写し）

#### 【堺市確認事項】

- 契約期間に「令和7年4月～令和8年3月」が含まれているか。  
(契約期間は過ぎていても、契約更新の記載がある場合は、  
契約を更新したことが分かる書類で確認します。)
- 宿舍の所在地が堺市内となっており、住民票に記載の住所と相違ないこと。
- 借主が法人名義となっていること。
- 入居者が補助対象職員となっていること。
- 賃借料等の金額が申請書に記載の金額と相違ないこと。
- 駐車場代が補助対象経費に含まれている場合、その駐車（駐輪）場が宿舍に付帯されている  
ものかどうか。

### (2) 宿舍に係る賃料等を支払ったことを証明する書類（写し）

4月分～9月分までの6か月分の準備をお願いします。

# ～新規申請者及び4月1日以降に引っ越しをされた方～

## (3) 住民票 (写し)

令和7年4月以降に発行されたもの

### 【堺市確認事項】

- 住所が宿舎の所在地となっているか。
- 補助対象期間と、転入日・転居日にずれがないか。

(注意)

転入日・転出日（引っ越し日）と、住民票の異動について、堺市に届出をした日が異なる場合は、届出を行う際に、別途、転入日・転出日を記載して、届出を行わなければ、届出日が転入日・転出日となってしまいますので、ご注意ください。

- 前住所（従前の居住地）が補助要件に該当しているか。

(注意)

宿舎から宿舎へ引っ越した際は、従前居住地（宿舎に入る前の住居）が記載されるように履歴付きの住民票が必要になります。

## (4) 資格証 (写し)

## ～昨年度より同宿舎に居住している継続者～

### **(1) 宿舎に係る賃料等を支払ったことを証明する書類 (写し)**

4月分～9月分までの6か月分の準備をお願いします。

### **(2) 住民票**(令和7年4月以降に発行されたもの)

### **又はその他現に居住していることを確認できる書類 (写し)**

【堺市確認事項 (住民票については前ページ参照)】

#### <不動産賃貸契約書の場合>

○契約期間に「令和7年4月～令和8年3月」が含まれており、居住者名が記載されているか。

#### <郵送物もしくは宅配物の送り状の場合>

○令和7年4月以降の消印・住所・氏名が入っているか。(後納郵便は消印が入りませんのでご注意ください)

#### <光熱水費の請求書>

○令和7年4月以降の使用が確認できるかどうか。

○使用者が居住者本人の名義になっているか。

**(注意)** 上記のいずれかの書類のみ住民票の代替として添付可です。  
また、申請日までの日付のものをご用意ください。

～昨年度より同宿舎に居住している継続者～

**※不動産賃貸借契約書（写し）** は令和6年度から省略可能になりました。

前年度の当補助金の申請時に提出した不動産賃貸借契約書から **変更がない場合** は、契約書の添付が省略可能となりました。

ただし、省略することを明示していただく必要がありますので、申請書の「添付書類チェックシート（申請時）」の **契約書の添付を省略する** に「○」を入力してください。

			《入力必須項目》不動産賃貸借契約書			
	補助対象者氏名	本人確認書	不動産賃貸借契約書の コピー  ※契約書記載の契約期間を 確認し、今年度中の期間と なっていない場合は、更新 等について、記載されてい る部分の添付も必要です。	前年度に提出した不動 産賃貸借契約書から変 更がないため、契約書 の添付を省略する  ※契約期間、賃料等の記載内 容が前年に提出した不動産賃 貸借契約書から変更がないこ とを必ず確認してください。 ※今年度から初めて申請され る方は、省略できません。	住民票の写し (コピー)	※申請から起算して3 か月以内に発行された もの ※昨年度より継続して 申請する方は、右記 《現に居住している ことがわかる書類》 のうち、いずれかの書 類でも可
1	堺 花子	○		○		

## 7 申請のスケジュール（予定）

本市

施設

- 前年度から引き続き提出する補助対象者  
4月から10月下旬までに入居した補助対象職員についての申請

9月下旬頃

申請の通知



**10月下旬提出期限**

申請書の提出



- 10月下旬以降に入居する補助対象職員についての申請

**随時申請受付！**

**※最終申請期限 令和9年3月10日**

申請書の提出



**※補助対象職員の追加の際の変更交付申請を希望する場合は、事前に子育て事務センターへご連絡をお願いします。**